

大甲一七二

明治三十四年十二月六日

方

内閣總理大臣

法制局長官

外務省

大蔵省

海軍省

文部省

逓信省

内務省

陸軍省

司法省

農商務省

別紙大藏大臣請議沖繩縣管下宮古郡
ヲ葉煙草專賣法不施行地ト爲スノ件
ヲ審査スルニ其ノ要旨ハ宮古郡ハ航
海不便ノ島嶼ニシテ製造煙草ノ購買

朕明治三十年勅令第百六十九號中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽

明治三十四年 十二月十七日

大藏大臣

勅令第百三十七號

明治三十年勅令第百六十九號中左ノ
通改正ス
沖繩縣管下魚釣島ノ下ニ宮古郡ヲ加

○葉煙草專賣法 明治三十九年三月
法律第三十五号

第五條 政府ハ豫メ葉煙草耕作地ノ區域ヲ

定クルコトヲ得但シ官費又ハ公費ヲ以テスル葉

煙草試作地ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 特別ノ状況アル地方ハ勅令ヲ以テ本

法ヲ施行セサルコトヲ指定スルコトヲ得 (以テ)

區域内郡市區町村

沖縄縣

那覇區

国立公文書館所蔵「閣議決定明治三十年勅令第百六十九号・(葉煙草専売法ヲ施行セサル地方ニ関スル件)・中ヲ改正ス」(閣議決定文書)
マイクロコマンナンバー [勅令第二百二十七号 明治三十年勅令第百六十九号中改正ノ件] 法制局罫紙

朕明治三十年勅令第百六十九号中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十四年十二月十七日

大蔵大臣

勅令第二百二十七号

明治三十年勅令第百六十九号中左ノ

通改正ス

沖繩県管下魚釣島ノ下ニ「宮古郡」ヲ加
フ